省　令

○環境省令第三号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十三日　　環境大臣　伊藤**信**太郎

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（環境省令で定める病院、診療所又は薬局） **第十条**　法第十一条に規定する環境省令で定める病院、診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十四条第二項に規定する指定医療機関 三・四　（略） （令第八条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付） **第二十一条**　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（以下「令」という。）第八条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付は、次のとおりとする。 一～十八　（略） （削る） 十九～三十一　（略）	（環境省令で定める病院、診療所又は薬局） **第十条**　法第十一条に規定する環境省令で定める病院、診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条第一項に規定する指定医療機関 三・四　（略） （令第八条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付） **第二十一条**　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（以下「令」という。）第八条の環境省令で定める規定に基づき支給される給付は、次のとおりとする。 一～十八　（略） 十九　婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第十二条第一項の規定による手当金 二十～三十二　（略）

附　則

この省令は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年三月一日）から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。